



物価・燃料費高騰の負担を軽減 負担軽減支援を行います

個人向け
対象：世帯主（住民登録9月1日時点）

筑西市応援 プレミアム商品券2022 追加販売・残余分申込

追加販売 (10月販売)

9月下旬から順次、世帯主に購入引換券を送付します。

【販売期間】 **10/3(月)～31(月)**

【販売額】 **1万円分の商品券を5千円で販売**



残余分申込

7月販売分の残余と10月販売分の残余(見込)を合わせて、12月に販売します。購入を希望する人は下記の期間に事前の申込みが必要です。

【申込期間】 **9/1(木)～30(金)**

【申込方法】 下記のいずれかの方法で **1回限り**

申込多数の 場合抽選

当選者におのみ
11月下旬に
引換券を送付
します。

① 郵便はがきに、**残余分を申込み**、**世帯主氏名(ふりがな)**、**住所**、**電話番号**を記入して商工振興課へ郵送

② インターネットで電子申請



希望する人は
申込みを忘れずに！



〒308-8616
筑西市丙360
商工振興課
(本庁3階)
☎54-7011



詳しくはこちら

教育・保育施設

・市内小中学校
・市立幼稚園

学校給食の食材費
高騰に伴う保護者
等負担軽減事業

食材料費などの物価高騰による増額分を市が負担し、**保護者の負担の増加を抑制**します。

学校給食課
☎25-0131

・認定こども園せきじょう
・私立認可保育施設

保育施設支援事業

食材料費などの物価高騰による増額分を支援し、**保護者の負担の増加を抑制**します。私立認可保育施設へは水道光熱費なども支援します。

こども課
(本庁1階)
☎24-2104

・障がい福祉サービス事業所
・生活保護施設
・介護保険サービス事業所
・老人福祉施設

障がい者・老人福祉・保護・介護等事業者の物価高騰等支援事業

利用者と事業者の安心したくらしを守るため、**食料・光熱費、ガソリン代の支援**を行います。

障がい福祉課(本庁1階)
☎24-2105
介護保険課(本庁2階)
☎22-0528

・路線バス事業者
・貸切バス事業者
・タクシー事業者
・介護タクシー事業者
・運転代行事業者

要申請
交通事業者支援事業

日常的な移動手段を安定的に確保するために、給付金を支給します。

都市整備課
(本庁3階)
☎20-1181

理容・美容事業者

要申請
理容・美容事業者支援事業

【申請期間】 **9/1(木)～12/20(火)**
【給付金】 **3万円/店舗**
※ヘアスタイリングを行う市内の店舗が対象

商工振興課
(本庁3階)
☎54-7011

貨物運送事業者

要申請
貨物運送事業者支援事業

【申請期間】 **9/1(木)～12/20(火)**
【給付金】 **3万円/台**
※市内登録の、緑ナンバーの車両及び黒ナンバーの車両(被けん引車除く)が対象



水道料金 10～11月請求分 手続き不要 基本料金を減免します

原油価格や物価高騰などにより経済的負担が増していることから、市民のみなさんの生活や企業の経済活動を支援するため、水道料金の基本料金を減免します。

- ▶対象者 市水道契約者(事業者を含む)
- ▶対象期間 10月～11月請求分(8月～9月使用分)
- ▶メーター口径別基本料金と減免額

口径 (基本料金に含まれる水量)	基本料金 (月額)
13mm (10㎡まで)	1,980円
20mm (10㎡まで)	2,090円
25mm (10㎡まで)	2,200円
30mm (20㎡まで)	4,840円
40mm (20㎡まで)	5,060円
50mm (50㎡まで)	13,200円
75mm以上 (50㎡まで)	13,750円

減免

※使用開始・中止日により、減免の対象外となる場合があります。

※口座振替割引55円は実施されません。

新型コロナウイルス 関連情報

8/15
時点

手洗いは石けんで
こまめにね



もうわかない
しゅんじゅん

例 筑西太郎さん宅の10月請求分(8月使用分)

口径が20mmの契約で、1か月の使用水量が**20㎡**だった場合

基本料金	2,090円
減免額	-2,090円
水道超過料金	+2,310円
下水道使用料金	+3,256円
合計	5,566円

水道の超過料金と
下水道使用料は、
減免対象外です。



水道使用量等のお知らせ

筑西太郎 様		
お客様番号	999999	
令和4年10月検針分		
使用期間	8月1日～10月1日	
設置場所	検針員 水道 花子	
	筑西市下中山732番地1	
検針順路	999-9999-999	用途 家庭用
メーター番号	9999999	口径 20mm
今回指針	1,100 ㎡	
前回指針	1,060 ㎡	
旧メーター使用水量	0 ㎡	
使用水量	40 ㎡	
排水量	40 ㎡	
	令和4年10月請求分 (令和4年8月使用分)	令和4年11月請求分 (令和4年9月使用分)
使用水量	20 ㎡	20 ㎡
排水量	20 ㎡	20 ㎡
水道料金	4,400 円	4,400 円
下水道使用料	3,256 円	3,256 円
請求額	7,656 円	7,656 円
振替日 (納入期限)	令和4年10月27日	令和4年11月28日
10月～11月請求の基本料金を減免します。		

検針票 の見方

利用中のメーター口径です。

10月～11月請求分が対象です。
(8月～9月使用分)
減免期間は2か月

請求額は、**減免前の金額を表示**しています。
実際の請求額は、**口径20mm**の基本料金を差し引いた5,566円になります。

【問】水道課(本庁3階)
☎22-0501

ワクチンに関する相談窓口

筑西市コロナワクチンコールセンター
☎0570-666-108 (ナビダイヤル)
受付時間=午前9時～午後5時(平日のみ)
ワクチン接種予約に関する相談に対応します。

茨城県新型コロナワクチンコールセンター
☎029-301-5394
受付時間=24時間対応
副反応に関する相談に対応します。

厚労省新型コロナワクチンコールセンター
☎0120-761-770 (フリーダイヤル)
受付時間=午前9時～午後9時
ワクチンに関する全般の相談に対応します。

ちくせい健康ダイヤル24
☎0120-08-2941 (フリーダイヤル)
受付時間=24時間・年中無休